

足利インター・ビジネスパーク地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、足利市中心部より北西約4km に位置し、北関東自動車道足利インターチェンジの北側に隣接しており、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下、「地方拠点法」という。）に基づく、「栃木県南部地方拠点都市地域」の基本計画において、「足利北部業務拠点地区」に指定されている。</p> <p>本地区計画は、本市の産業振興及び就業機会の拡大等に資するため、地域産業の高度化や新たな産業の創出等に結びつく産業業務施設等の集積を図り、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を目標とする。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅又は共同住宅 2. ホテル又は旅館 3. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く） 4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 6. 幼保連携型認定こども園 7. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8. 病院 9. 公衆浴場 10. 自動車教習所 11. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの 12. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 13. カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの 14. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 15. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 16. 畜舎 17. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第130条の9第1項の表中「商業地域」の欄に定める数量を超えるもの
		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>1,000㎡</p>
		<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、生け垣、フェンス又は鉄さく等透視可能なものとし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。 ただし、敷地地盤面からの高さが 0.6メートル以下の部分については、この限りではない。
	土地利用に関する事項	敷地内の雨水貯留施設（オンサイト）については、洪水調節機能に支障がないように、その貯留容量を保持するものとする。	